

《平成24年度予算決定》・・・保険料は据え置きです

平成24年2月17日に開催された第147回組合会において、平成24年度の事業運営方針及び収入支出予算が承認され、決定いたしました。一般勘定の収入支出予算22億4,396万円（被保険者一人当たり477,439円）、介護勘定の収入支出予算2億5,156万円（保険料徴収被保険者一人当たり81,150円）となりました。尚、保険料率は一般健康保険料率75/1,000、介護保険料率10/1,000と据え置きとなりました。

事業運営方針

◎平成24年度の主要活動は、①保健事業の更なる選択と重点化視点からの見直し対応、②特定健診及び特定保健指導への第一期最終年に向けての継続対応、③医療費削減に向けての薬品のジェネリック化の推進、④扶養家族認定のための検認等が課題であり、これらの課題に対応するために、母体等と連携・協力（特に24年1月発足の健康サポート室とのつながりを強化）して多岐にわたる活動に関する取組を、下記方針と施策をもとに円滑な事業運営を進めたい。

1. 財政健全化の推進

- (1) 一般及び介護保険料率を中長期視点に立ち総合的に検討
- (2) レプト点検の強化による不適切な医療費支払い防止
- (3) 個人情報保護に留意した医療費抑制施策の促進
- (4) 医療費通知書発行を通じた受診者のコスト意識向上
- (5) 法定準備金、別途積立金の安全かつより効果的な資産運用

2. 保健事業の重点化と効率的推進

- (1) 医療費削減に向けてのレプト分析とジェネリック化へ挑戦
- (2) 事業体との、健診データと動機付支援保健指導データの共有化
- (3) 特定健診・特定保健指導の更なる体制作りの推進
- (4) 歯科検診を定期健康診断の一環とした実施継続と重点活動
- (5) 健康作りセミナー(LIS21)の継続実施による一次予防促進
- (6) 健康保持・増進の為に保健指導と体育奨励企画への助成
- (7) 「健康管理推進委員会」を通じた事業体との協力的体制強化
- (8) 地区事情に沿った健保活動遂行の為各地区との交流の推進

3. コンプライアンスの徹底とレベルアップ

- (1) 加入者への情報の適時、適切な情報提供と開示の徹底
- (2) 個人情報保護に係わる規程・契約等の整備と遵守徹底

4. 検認と事務処理体制の強化・業務効率化

- (1) 被扶養者検認～8月頃予定
- (2) 組合会、理事会の適正かつ円滑な運営
- (3) 支払基金レプトデータ（オンライン・電子化データ）の活用

予算編成方針

◎一般健康保険、介護保険において個別に適正な保険料率を設定する。（一昨年までは、両者は相互に独立の会計であることから合計料率で負担を増やさないと検討の基本にした。）料率検討に際しては継続的な収支バランスを考える趣旨から、今後3年間（但し、25年度は高齢者制度変更が見込まれ、新たな負担増が見込まれる）の収入及び保険給付費等の支出動向を想定し、別途積立金の状況を勘案して、試算する。

1. 介護勘定予算策定の留意点と策定方針

- (1) 介護納付金は増加（平成23年度比 約13百万円増：105%）
- (2) 徴収対象者が増加するため若干収入増となる。
- (3) 介護保険準備金は23年度末で約77百万円の見込み（約3.9カ月分支出相当）。但し、予算規模が小さいため変化対応上、余裕を持っておくことが必要
- (4) 料率を10%にて据え置く。（17～19年は7%幅0.6%にて推移、19年～23年に続き10%は、6年目の継続）

2. 一般勘定予算策定の留意点と策定方針

- (1) 拠出金関係合計は、前期高齢者納付金の確定調整分の減額調整額が大きく、23年度比約160百万円の減少。
- (2) 調整保険料は、1.3%（23年度に0.1%アップ）
- (3) 別途積立金残高は、23年度末で約5億円の見込み（約2.8カ月分支出相当）。3カ月を切るの「別途積立金の持ち方」を下記のように変更する。
 <従来>法定準備金と同じ、3カ月分まで持つ
 <変更後>3カ月分に固執せず法定準備金のバッファとする。
- (4) 事業主、被保険者の負担割合（62対38）は据え置く。
- (5) 事業体における定年退職者再雇用制度（平成18年4月導入）が6年目を迎える。
- (6) 一般健康保険料を75%に据え置く。
- (7) 保健事業費では「特定健診及び特定保健指導」のために必要な諸準備及び体制作りに、優先的に予算化する。
- (8) 予備費は、例年の水準を参考にして確保する。

平成24年度収入支出予算（一般勘定）

<予算額算出時の基礎数値；平成24年3月～平成25年2月平均>

平均標準報酬月額	386,000円	全被保険者一人当たりの標準賞与額	1,585千円
被保険者数	4,700人	総標準賞与額（年間合計）	7,450,000千円
平均年齢	44.20歳	被扶養者数	4,923人
前期高齢者数	73人	前期高齢者加入率	0.758757%
		扶養率	1.03人
		保険料率	75/1,000

<収入の部>

科目	予算額(千円)
健康保険料	2,146,421
国庫負担金	694
徴収金	1
国庫補助金	2,000
特定健診等事業収入	24,360
雑収入	12,324

小計（経常収入） 2,185,800

調整保険料収入	37,861
別途積立金繰入	0
財政調整事業交付金	20,299
その他	3

収入合計 2,243,963

<支出の部>

科目	予算額(千円)
事務費	67,282
保険給付費	1,156,423
拠出金	698,591
保健事業費	229,450
還付金	100
連合会費	1,500
雑支出	1,000

小計（経常支出） 2,154,346

財政調整事業拠出金	37,861
予備費	51,746
その他	10

支出合計 2,243,963

平成24年度収入支出予算（介護勘定）

<予算額算出時の基礎数値；平成24年3月～平成25年2月平均>

平均標準報酬月額	422,000円（対象者＝40歳以上65歳未満の被保険者）	総標準賞与額（年間合計）	5,460,000千円
保険料徴収者一人当たりの標準賞与額	1,784千円	保険料率	10/1,000
第2号被保険者数（介護保険対象者）	4,545人		
（うち保険料徴収者）	3,060人		

<収入の部>

科目	予算額(千円)
介護保険料	209,107
繰入金	42,453
雑収入等	4

収入合計 251,564

<支出の部>

科目	予算額(千円)
介護納付金	251,464
介護保険料還付金	100

支出合計 251,564

平成 24 年度 保健事業計画

◆医療費削減に向けてのレポート分析とジェネリック化への挑戦

昨年実施のレポート分析によって当健保加入者の疾病別等の特徴を把握し医療費削減の足掛かりを得ました。地区別アクションへのアグレガーションと活動へ結びつけます。併せて、レポートの電子化によって医薬品銘柄把握が可能となったためジェネリック医薬品へのスイッチを促がします。

◆特定健康診査・特定保健指導事業

健保組合の HealthyWave21+ と事業体の健康手帳の相互補完を実施し、データの共有化を図ります。特定健診・特定保健指導の更なる体制作りを推進して、被扶養者健診のアウトソーシングの継続と充実と、特定保健指導積極的支援アウトソーシング試行の評価とエリア拡大を行い、千葉・小田原への拡大に続き、4月以降全国拡大を予定しております。

◆保健指導宣伝事業

医療費のお知らせ等の配布、健康管理情報紙（「暮らしと健康」、「へるすあっぷ 21」等）、による健康に関する理解促進のための啓発活動を行います。また、健康管理推進委員会や全国健保窓口担当者・看護職打合会の開催により、各事業所と協力して保健指導の立案推進を行います。特に、「健康増進法」及び「健康日本 21」に関する情報提供を実施します。保険給付への理解促進と医療費適正化への啓発活動を行います。各事業所では、衛生講話、体力測定、健康づくり指導や、健康 PR 紙の配布等により保健衛生普及活動を行います。

◆疾病予防事業

○ドック健診・家族健診

被保険者の方やご家族の皆様の健康管理のため、健康サポート室との連携により、40歳以上の被保険者を対象にドック健診、30歳以上の希望者に対する婦人科健診及び35歳以上75歳未満の家族健診（被扶養者と任意継続被保険者等対象）を実施致します。婦人科癌検診（30歳以上希望者を対象）を、例年通り定期健康診断にて実施致します。なお、乳癌検診の精度向上の為、乳腺エコーを中心に置き、隔年でマンモグラフィーを実施致します。1月より、PSA 検査（前立腺がん腫瘍マーカー）を、50歳以上の男性全員、被保険者と家族健診（被扶養者と任意継続被保険者等対象）に実施致します。

○歯科検診

歯科検診を定期健康診断の一環として継続実施し、要指導者への重点指導活動（ALOHAIII）の推進及びその受診率向上を図ります。さらに、新入社員教育、昼食時歯磨行動の推進を図ります。

○老人健康相談活動

昨年に引き続き、共同健康・介護教室への参加を実施致します。

○健康づくりセミナー

35歳到達被保険者を対象に「生活習慣病一次予防への気付き」を徹底するライオン健康づくりセミナー（愛称 LIS21: Lion Life Innovation Seminar21）を引き続き実施して、生活習慣病の一次予防と気付きの促進を促します。フォロー施策として事業体の保健師による面談を実施し、受講後の状況把握と継続指導を行ないます。

◆体育奨励事業

各事業所の文体サークル、労働組合及び事業所等の協力を得て、運動会、ハイキング、地引網、ソフトボール、テニス、ボーリング、縄飛び大会、ウォーキングイベント、ヨガ体操等の多彩な体育行事に助成し、健康づくりを推進致します。

ライオン健康保険組合からのお知らせ

● 組合同約公告：【組合同約一部変更のお知らせ】

1. 公益財団法人ライオン歯科衛生研究所の一括適用承認申請（平成23年9月1日より適用）
「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所」の「本社」、「名古屋」、「大阪」の3適用事業所事務を「本社」に一本化する。
2. 事業所変更に伴う組合同約の一部変更（平成23年9月1日より施行）
 - (1) 第4条中の

「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所	東京都墨田区	
「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所名古屋事業所	愛知県名古屋市	
「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所大阪事業部	大阪府大阪市	を
「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所 東京都墨田区」 に改める。		
 - (2) 第9条 第1選挙区の

「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所	東京都墨田区	
「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所名古屋事業所	愛知県名古屋市	
「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所大阪事業部	大阪府大阪市	を
「公益財団法人ライオン歯科衛生研究所 東京都墨田区」 に改める。		

● 東日本大震災による医療機関等での一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災において被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。
ライオン健康保険組合では、被災されて免除対象に該当される方には、医療費の一部負担金等の免除を平成24年2月29日まで行うこととしておりましたが、以下の通り延長することが決定されております。

<一部負担金の免除>

対象： 警戒区域等（*）以外の被災地域の被保険者及び被扶養者

延長： 平成24年9月30日まで

但し、次のものの免除は、平成24年2月29日まで となり、延長になりません。

- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費の標準負担額の免除
- ・柔道整復師・マッサージ師等による施術 及び
治療用装具等の購入等の一部負担金相当額の免除。

*警戒区域等とは原発の事故によって、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方、特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方。

ライオン健康保険組合からのお知らせ

●平成24年度家族健康診断のご案内について

平成20年4月からスタートしました医療保険者（健康保険組合等）に対する内臓脂肪型肥満（メタリックシンドローム）に着目した「特定健診・特定保健指導の義務化」に対し、当健康保険組合は、40歳以上から75歳未満の被扶養者および任意継続被保険者（家族を含む）を対象に、家族健康診断が受診しやすい体制づくりを進めてきました。

平成24年度の家族健康診断につきましては、平成23年度同様に、外部機関「三菱化学メディエンス株式会社 健康検診事業部」に“健診のご案内”から健診後の“健診結果”把握等の業務代行業を委託しています。健診受診対象者の方々には、6月頃に“健診のご案内”を直接お送りいたします。

家族健診のご案内がお手元に届きましたら、早目に健診予約をしていただきますようお願い致します。

- ・健診予約が一部の健診機関に集中する傾向があります。
- ・従来は誕生月に健診を実施していた地区がありましたが、健診時期は誕生月とは関係ありません。
- ・家族健診を昨年度、受診されていない方も積極的に受診してください。

皆様のご協力をお願い致します。

●「出産育児一時金」(「家族 〃」)の制度について

- ・出産育児一時金は、妊娠4ヶ月（85日）以上で、「産科医療補償制度」に加入の医療機関等での出産で42万円（同産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産は39万円）が支給されます。

「産科医療補償制度」は安心して産科医療を受けられる環境整備を目指し平成21年1月より開始。

- ・直接支払制度：被保険者と医療機関等が出産育児一時金の支給申請および受け取りにかかる代理契約を結ぶことによって、医療機関が被保険者に代わり、出産育児一時金の支給額を限度として支給申請および受け取りを行います。

<直接支払制度を利用する場合>は、窓口で出産費と「出産育児一時金の支給額」との差額を支払うだけで済みます。もし、出産費が「出産育児一時金の支給額」に満たない場合は、差額が健康保険組合から支払われます。

- ・受取代理制度：被保険者が健保組合に「出産育児一時金」を請求して、その受取人を医療機関等にします。
- ・出産育児一時金を「直接支払制度」もしくは「受取代理制度」を利用するか、健保組合に被保険者の方が直接請求するかは、被保険者が選択できます。手続き等につきましては、出産予定の産院等の医療機関でご相談頂くようお願い致します。

ライオン健康保険組合からのお知らせ

● 「被扶養者(家族)の確認」についてのお願い

卒業、就職、出産、結婚、死亡等で被扶養者の増減があった場合には、「健康保険被扶養者認定届」または、「健康保険被扶養者喪失届」を健保組合へ提出していただいておりますが、厚生労働省の通達（平成16年10月29日）により、毎年、被扶養者（家族）の確認を行うよう指示が出ております。被扶養者（家族）の現況を確認させていただくために、**本年度も平成24年8月下旬に、被扶養者（家族）の確認を予定しております。**収入がある場合や年齢などに応じて、必要な関係書類の提出をお願いすることになりますので、お手数をおかけ致しますが、ご協力下さいますようお願い致します。

尚、次の事項に該当した場合には、「健康保険被扶養者認定届」または、「健康保険被扶養者喪失届」を、当健保組合へ提出して下さい。また、結婚などにより氏名が変わられた場合には、事業主を通じて「氏名変更届」を、5日以内に届け出て下さい。

- ①就職が決まり会社に勤めるようになった。
- ②パート・年金等の年間収入が、60歳未満の方は130万円以上（障害年金受給の方は、180万円以上）、60歳以上の方は180万円以上あるまたは見込まれる。
- ③結婚により配偶者（無収入または②の基準を超えていない）ができた。
- ④お子様が生まれた。
- ⑤75歳（一定の障害のある方は65歳）になったとき⇒長寿（後期高齢者）医療制度に移行します。

● 健康保険証カード取り扱いのお願い

ライオン健康保険組合の健康保険証はカード様式で個人単位となっておりますが、単身赴任やお子様の進学などで、被保険者本人とご家族が離れて暮らすときは、被保険者または該当する被扶養者の住所変更（**「別居・同居申請書」の提出**）が必要ですので、よろしくお願い致します。

また、健康保険証は、皆さんが健康保険に加入していることを示す身分証明書です。医療機関では、健康保険者証によって皆さんが健康保険の加入者であることを確認しており、医療のパスポートの役割を果たしています。逆を言えば、万が一紛失した場合、他人が身分証明書として悪用し、借金をするなどのトラブルが起きる恐れもあります。

健康保険証がカード化されて個人単位に持つことで、紛失の危険性は高くなっています。クレジットカードのように使用を差し止めることができませんので、取扱いには十分ご注意ください。万一、健康保険者カードを無くしたら、速やかに、最寄の警察(交番)、健保組合に連絡して下さい。健保組合では、**「被保険者証再交付申請書」の提出**を受けて再発行します。

ライオン健康保険組合からのお知らせ

● ジェネリック医薬品への切替のお願い

医療費削減の為に、ご家族全員に「ジェネリック医薬品」の使用の促進の訴求をしてまいります。効き目は先発医薬品と同じものが、特許期間満了になりますと、他の製薬会社でも同じ有効成分を配合した薬を製造できることにより、「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」として、開発コストがない分だけ安く製造できます。

皆様の家計にも健保財政にも重くのしかかっている薬代を、「ジェネリック医薬品」に切替えることで医療費削減が可能になります。

特に、生活習慣病やアレルギー性疾患などの慢性的な病気については、その効果が大きくなります。

* ジェネリック医薬品について、次ページ以降に掲載しております。ご覧下さい。

●【新しい理事長のご紹介と理事変更のお知らせ】

平成24年4月1日付で、笠松孝安理事長がライオン健康保険組合の理事長に就任されました。
(3月末で太田修一前理事長は、ご退任されました。)

健保役職	所属事業所	新任	退任
理事長	ライオン(株) 本社	笠松 孝安	太田 修一
互選理事	ライオン(株) (小田原工場)	打越 香悦	松富 洋祐

●【事務局メンバー】 平成24年4月現在の健保組合の事務局は下記の4名です。宜しくお願い致します。

事務長：鈴木 隆久
書記：城 高史
書記：野村ゆり子
書記：西野 久美

ライオン健康保険組合 ☎03-3621-6171